

○国土交通省告示第百七十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和六年三月十四日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川淀川水系名張川改修工事（三重県名張市黒田字下川原地内）及びこれに伴う特別高圧送電線鉄塔移設工事

第3 起業地

1 収用の部分 三重県名張市黒田字下川原地内

2 使用の部分 三重県名張市黒田字下川原、箕曲中村字広保及び瀬古口字西地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川淀川水系名張川改修工事（三重県名張市黒田字下川原地内）及びこれに伴う特別高圧送電線鉄塔移設工事」（以下「本件事業」という。）は、三重県名張市夏秋字大久保地内から同市夏見字下川原地内までの一級河川淀川水系名張川（以下単に「名張川」という。）左岸の延長7.0kmの区間、同市八幡字遅原地内から同市平尾地内までの名張川右岸の延長7.0kmの区間、同市黒田字高柳地内の一級河川淀川水系宇陀川（以下単に「宇陀川」という。）左岸の延長0.3kmの区間及び同市箕曲中村字広保地内の宇陀川右岸の延長0.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする河川改修工事及びこれに伴う特別高圧送電線鉄塔移設工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川淀川水系名張川改修工事（三重県名張市黒田字下川原地内）」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される特別高圧送電線鉄塔の従来の機能を維持するための移設工事は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する（以下「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、河川法第9条第1項の規定に基づき本体事業を行うものであり、また、関連事業の施行に際し必要な施設管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

名張川は、その源を三重県と奈良県との県境に位置する高見山地に発し、北流した後、三重県名張市の比奈知ダム付近からは西流に転じ、名張市街地で青蓮寺川、宇陀川と合流し、名張市街地を半周する格好で流れ、再び山間に入り、三重県、奈良県の県境を北流して、大河原で木津川と合流する流路延長53km、流域面積615km²の一級河川である。

名張川はその流域に名張市など5市4村を擁する治水上重要な河川であるが、名張市街地においては川岸まで民家が存し集落が点在しているにもかかわらず、左岸には霞堤あるいは無堤地区が多く、また、名張川と宇陀川の合流点付近は川幅が狭いことから流下能力が低く、洪水被害を受けやすい地形特性を有しているため、過去より幾多の洪水被害を受けている。昭和28年9月の台風13号による洪水では、浸水家屋967戸、昭和34年9月の伊勢湾台風では、床上浸水家屋1,308戸、床下浸水家屋754戸の被害が発生したほか、平成29年10月の台風21号による洪水では、床下浸水家屋17戸の被害が発生した。

名張川の治水対策は、平成19年8月に策定された淀川水系河川整備基本方針に沿って、平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画（令和3年8月変更）に基づき、昭和28年9月洪水と同規模の降雨量を1.1倍以上とした洪水に対応するため、基準地点加茂における整備計画目標流量を5,500m³/秒とし、このうち名張川の家野において河道目標流量2,100m³/秒を流下させることを目標に河川改修が順次実施されてきたところである。

本件事業は、河道が狭小なことから流下能力が低く浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、整備計画に基づき引堤及び河道掘削等を行うことにより流下能力の向上が図られ、想定最大規模の洪水による被害を防止することができることから、流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和5年6月等に同法等に準じて任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令により定められた基準を満足するとされている。さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が令和4年2月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているカジカ小卵型、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンショウクイ、ミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ、ハチクマ等、近畿地区・鳥類レッドデータブックに絶滅危惧種として掲載されているイソシギ等、準絶滅危惧種として掲載されているマガモ、ヤマセミ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、三重県レッドデータブックに準絶滅危惧として掲載されているミズタガラシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、これらの種が利用する環境は事業による変化が少ないことから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、チュウサギ等については、掘削に合わせて緩流域、ワンド・たまりの創出を、イソシギ等については、掘削に合わせて砂礫河原や草地の創出を、ヤマセミについては、必要に応じて繁殖期を避けた施工等の適切な措置を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による変化箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1か所存在するが、起業者は、今後、三重県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件区間において引堤及び河道掘削等を行う事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施工方法については、申請案である引堤、河道掘削及び築堤案、河道掘削及び築堤案、堤防嵩上げ案の3案による検討が行われており、申請案と他の2案を比較すると、申請案は、土地利用に関して沿川の地域住民に与える影響度

合いは中位であるものの、現況河道の改変は小さく、平水位以下は現況のままとするため、河川環境に与える影響は軽微であること、河道内と堤内地での施工を並行して実施することが可能などの理由から施工性に最も優れていると判断され、施工期間も最も早く早期に公益を発揮できること、加えて事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、河道が狭小なことなどから流下能力が低く浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本流域等の自治体の長等からなる木津川上流直轄改修促進期成同盟会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 三重県名張市役所